

令和6年4月3日

介護サービス事業所 管理者 様

南種子町くらし保健課長

令和6年度介護職員処遇改善加算等に係る届出について(通知)

令和6年度介護職員処遇改善加算等に係る届出について、下記のとおり通知します。介護従事者の方の処遇改善や労働環境の改善に資するものであり、介護人材の確保や定着につながるものとなることから、加算の取得に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、様式については令和6年度の様式にて届出をお願いします。

記

1. 対象事業所

令和6年度に介護職員処遇改善加算等を算定する事業所

2. 提出期限

**令和6年4月15日(月)**(令和6年4月または令和6年5月から算定を希望する場合)

※算定開始月の2か月前の末日までに提出

3. 提出書類・届出様式等 ※作成の際には必ず先に記入例を熟読してください。

届出する同一法人内の事業所数や加算未算定の状況に応じて、様式を選択し、提出してください。

(1) 申請する同一法人内の事業所数が1～100の場合

- ・処遇改善計画書(別紙様式2-1)及び施設・事業所別個票(別紙様式2-2, 3, 4)

※別紙様式2-4は、既に令和6年度途中での算定区分変更を予定している場合に提出すること。

(2) 申請する同一法人内の事業所数が10以下の場合

- ・処遇改善計画書(別紙様式6-1)及び施設・事業所別個票(別紙様式6-2 個票1～10)

(3) 令和6年3月時点で処遇改善加算を未算定の事業所が, 令和6年6月以降, 新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合

- ・処遇改善計画書(別紙様式7-1)

※令和6年4月及び5月分の算定についても, 本様式での一体的な届出となります。

#### 4. 提出方法

- ・メールで [kaigo1@town.minamitaneg.lg.jp](mailto:kaigo1@town.minamitaneg.lg.jp) 宛に提出
- ・メール件名「(法人名) 令和6年度介護職員処遇改善加算等の届出」と記載

#### 5. 制度概要・計画書記入方法にかかる説明動画(厚生労働省)

厚生労働省ホームページに令和6年度介護報酬改定における本加算の見直しの制度概要及び新様式における計画書の記載方法についての説明動画が掲載されていますので, ご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)

[https://www.youtube.com/watch?v=0IwFfEP\\_Ogk](https://www.youtube.com/watch?v=0IwFfEP_Ogk)

#### 6. その他

- ・他方より同様の依頼文書等がありましたら, ご放念ください。
  - ・本加算の計画書当の提出にあたっては「介護保険最新情報 Vol01215 (介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について)」を必ずご一読のうえ, 本加算制度の趣旨・内容を理解したうえで提出してください。
  - ・様式は, 令和6年度の新様式を使用してください。
  - ・今回の届出にあたっては, 原則, 様式以外の添付資料を求めませんが, 以下の点にご留意ください。
- ① 指定券者からの提出の求めがあった場合は, 速やかに提出すること。
  - ② 計画書への虚偽記載(算定要件を満たしていてもいないにもかかわらず, 加算の届出を行うなど)や不正請求があった場合は, 介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。※運営指導等で証明資料の提示を求める場合もあります。

南種子町役場くらし保健課介護保険係

TEL 0997-26-1111 (内 138・139)